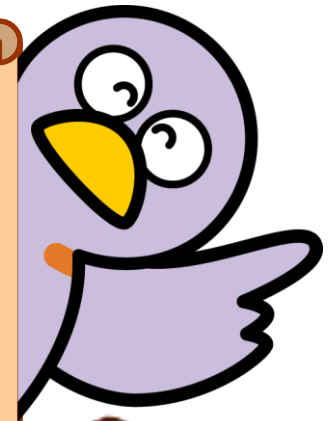
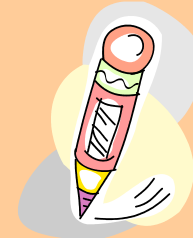


はじまり、はじまり～

本日開講!

コバトン先生の
市町村合併講座

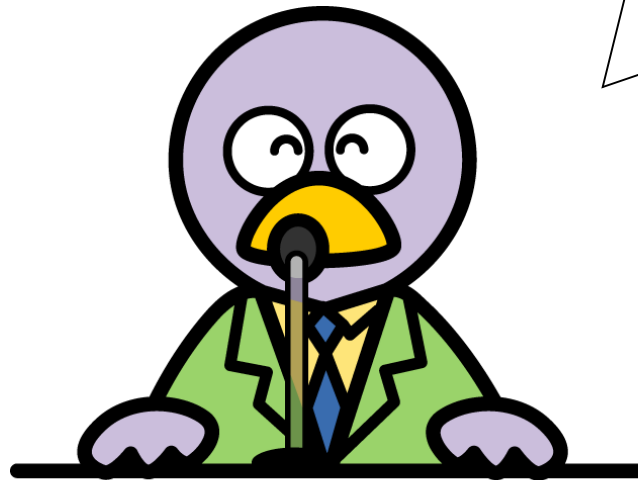


みなさん、こんにちは。コバトンです。

平成11年4月から約10年間続いてきた「平成の大合併」は、平成22年3月で一応の終期を迎えました。

でも、これからも市役所（役場）が皆さんにとって頼りになる身近な存在であるためには、市町村合併で地域の力を結束する必要があるかもしれません。

この機会に、もう一度、市町村合併について考えてみませんか。



市町村合併の沿革

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では約1,700市町村にまで減少。

明治の大合併

○ 政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300～500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。

昭和の大合併

○ 昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

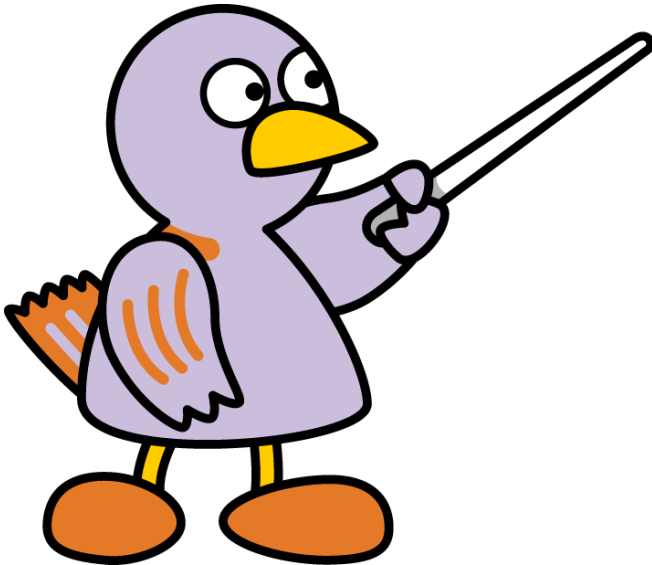
平成の大合併

○ 市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。

年 月	市	町	村	計
明治21年	—	(71,314)		71,314
22年	39	(15,820)		15,859
昭和20年10月	205	1,797	8,518	10,520
28年10月	286	1,966	7,616	9,868
31年4月	495	1,870	2,303	4,668
36年6月	556	1,935	981	3,472
40年4月	560	2,005	827	3,392
60年4月	651	2,001	601	3,253
平成11年4月	671	1,990	568	3,229
18年3月	777	846	198	1,821
22年3月	786	757	184	1,727

市町村の歴史は合併の歴史ともいえます。
明治の大合併で、それまで約7万1千あった市町村の数が約1万6千になり、昭和の大合併で約3千5百になりました。そして、平成の大合併で1727になり、令和2年4月時点で1718になっています。

地方自治法は「他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」と、合併について常に検討することを求めています。



全国の市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1504

平成22年3月31日
1727

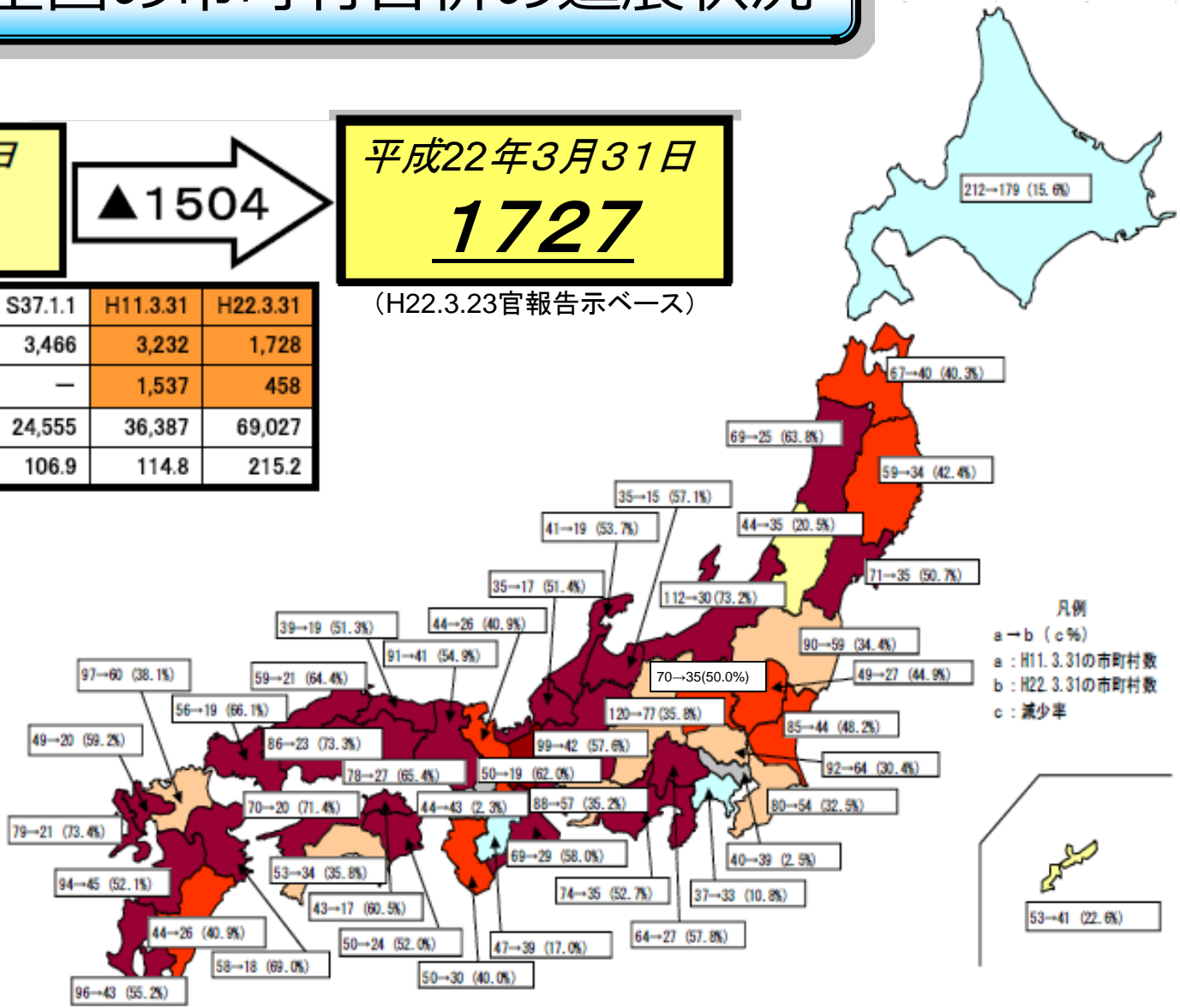
(H22.3.23官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,728
人口1万人未満	—	—	1,537	458
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,027
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.2

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
現行法下	60 (154)	94
計	641 (2,145)	1,504

市町村数の減少率 (H11.3.31→H22.3.31)

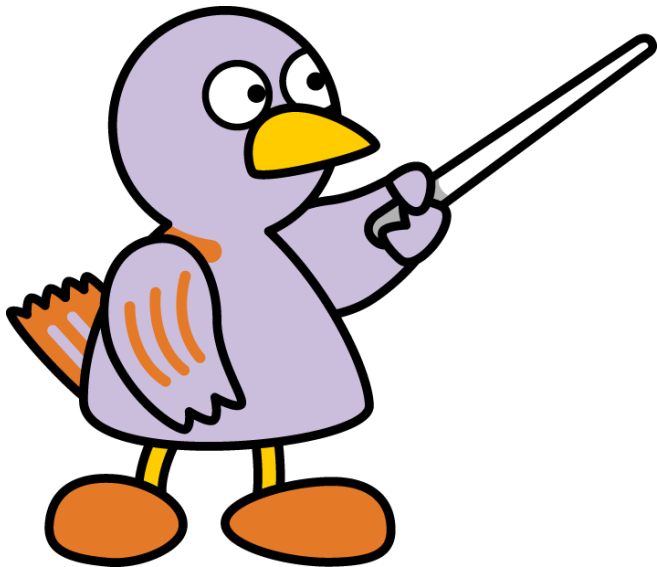
- 50%以上 25県
- 40%以上50%未満 8府県
- 30%以上40%未満 7県
- 20%以上30%未満 2県
- 10%以上20%未満 3道県
- 10%未満 2都府
- 0% 0



※ 現行合併特例法による合併60件を含む。

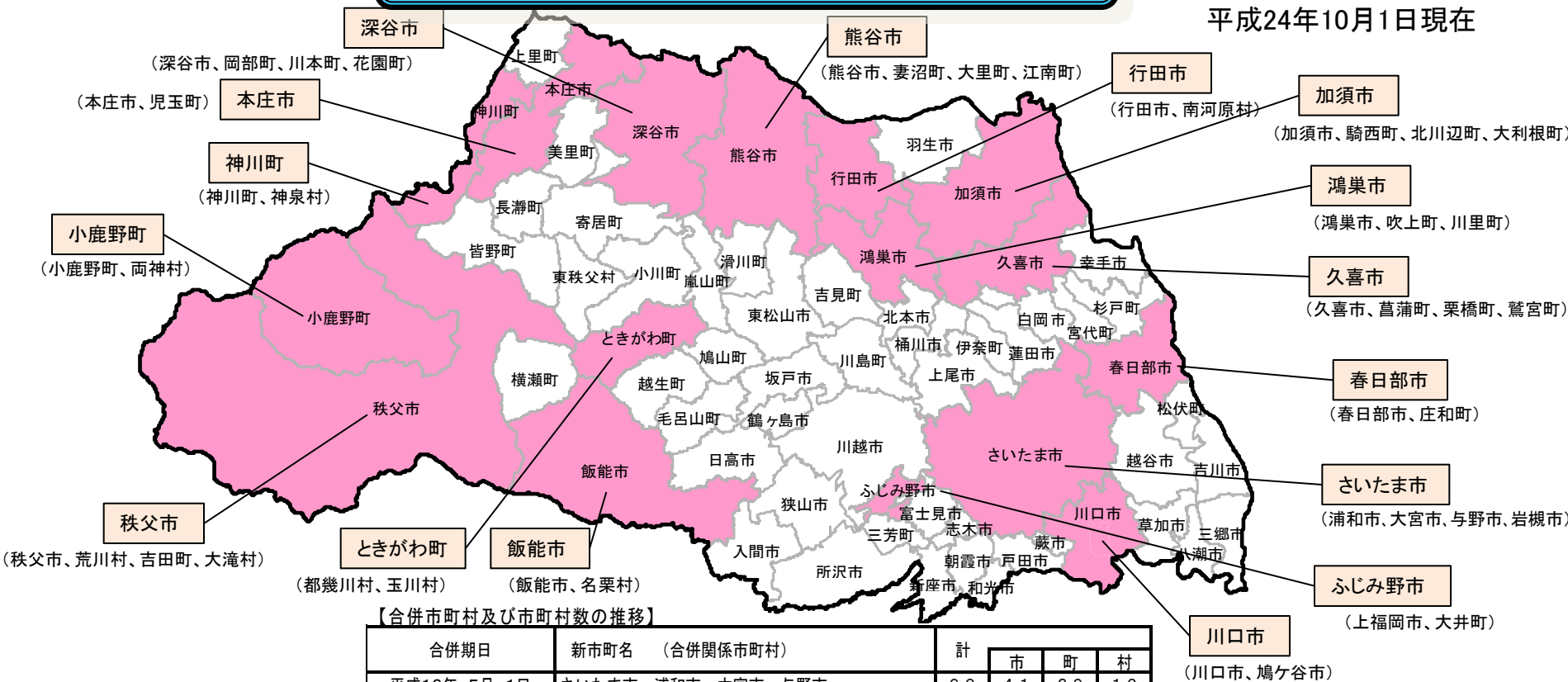
「平成の大合併」と聞いても、埼玉に住んでいるとあまり実感がわかないかもしれませんが、全国では、10年間で実に6割を超える市町村が合併しました。

「平成の大合併」において最も合併の進んだ長崎県では79あった市町村の数が21になりました。広島県では、86が23に新潟県では112が30に、愛媛県でも70が20に減っています。いずれも7割を超えた減少率となっています。



県内の市町村合併の状況


平成24年10月1日現在



【合併市町村及び市町村数の推移】

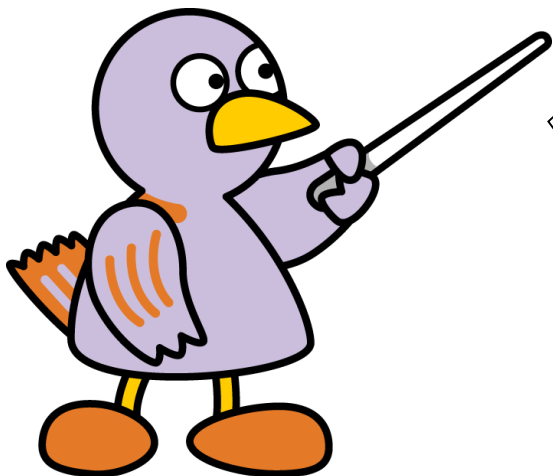
合併期日	新市町名 (合併関係市町村)	計	市町村		
			市	町	村
平成13年 5月 1日	さいたま市 浦和市、大宮市、与野市	90	41	39	10
平成17年 1月 1日	飯能市 飯能市、名栗村	89	41	40	8
平成17年 4月 1日	さいたま市 さいたま市、岩槻市	85	40	39	6
平成17年10月1日	秩父市 秩父市、吉田町、大滝村、荒川村	78	40	33	5
	熊谷市 熊谷市、大里町、妻沼町				
	鴻巣市 鴻巣市、吹上町、川里町				
	春日部市 春日部市、庄和町				
	ふじみ野市 上福岡市、大井町				
小鹿野町 小鹿野町、両神村					
平成18年 1月 1日	行田市 行田市、南河原村	73	40	30	3
	深谷市 深谷市、岡部町、川本町、花園町				
	神川町 神川町、神泉村				
平成18年 1月10日	本庄市 本庄市、児玉町	72	40	29	3
平成18年 2月 1日	ときがわ町 都幾川村、玉川村	71	40	30	1
平成19年 2月13日	熊谷市 熊谷市、江南町	70	40	29	1
平成22年 3月23日	久喜市 久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町	67	40	26	1
	加須市 加須市、騎西町、北川辺町、大利根町	64	40	23	1
平成23年10月11日	川口市 川口市、鳩ヶ谷市	63	39	23	1

平成13年4月1日現在の
 県内市町村数 : 92
 (市:43 町:38 村:11)

【凡例】
 合併市町

◀「平成の大合併」後(平成22年3月31日以降)の合併

※ 平成24年10月1日(白岡市制施行日)現在の市町村数63(市:40 町:22 村:1)



埼玉県では、「平成の大合併」において、17地域、「平成の大合併以後」に1地域で合併が行われ、92あった市町村数は63になりました。

本県に限らず、市町村の財政力が比較的高いとされる大都市圏ではあまり合併は進んでいません。地図を見ると、東京に近い市町村は合併していないことがわかりますね。

一方で、村の数が11から1に減っていることからみて、市町村の財政基盤がある程度強化されたと考えられます。

また、合併協議会は設置したものの、住民投票の結果等により合併しなかった市町村が多いのも埼玉県の特徴です。

「実例から見た市町村合併」の概要

- 県と県内12の合併市町で「埼玉県市町村合併研究会」を設置
- 合併メリットや円滑な合併協議方策について「**実例から見た市町村合併**」として取りまとめ（平成19年12月）

実例から見た合併メリット(例)

取組

県内12合併市町の財政計画では **合併後約10年間で総額731億円**の効率化が図られると試算しています。

メリット

それぞれの市町村が別々に行っていた事業や事務をまとめることで、行財政の効率化が図れます。

取組

合併を機に、県から「未熟児の訪問指導」の権限の移譲を受け、健やかな成長を支援しています。（秩父市）

メリット

行政規模が大きくなることで、組織の充実や専門性の向上が図れます。

権限の移譲を積極的に受け地域のことを自ら決定できるようになります。

多様化する住民ニーズへのきめ細かな対応ができるようになります。

取組

花き市場の鴻巣市、花き生産が盛んな川里町、コスモス畑で有名な吹上町が合併して、全国に誇る「花のまち」づくりを進めています。（鴻巣市）

メリット

地域の特長を生かして、テーマを持ったまちづくりに取り組むことができます。

合併協議Q & A(例)

Q 合併について住民にどのように説明するのですか？

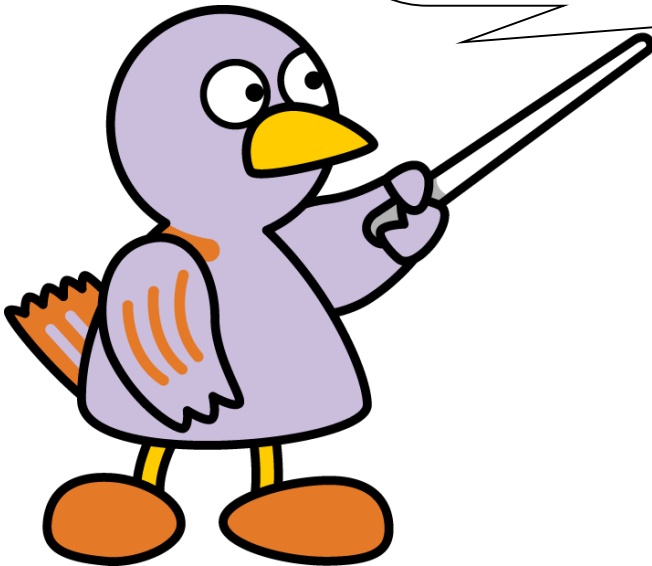
A 比較的小規模な住民の集まりに、首長や合併協職員等が出向いて説明する形式のものが数多く行われています。このほか、合併協議会では、ホームページや「合併協議会だより」などにより、住民に情報を提供しています。

Q 合併するには住民投票を行う必要があるのですか？

A 住民投票は、住民の意向を確認する一つの手段ですが、間接民主制との関係から、その是非は一概には言えません。実施に当たっては、住民に客観的な情報を十分に提供した上で実施するなど慎重な対応が必要です。

合併した市町村は、その結果どうなったでしょう。
県では、県内で合併した市町の職員の皆さんと一緒に、実際の合併のメリットなどについて研究し、その結果を平成19年12月に「実例から見た市町村合併」として取りまとめました。

また、平成20年度、21年度には、合併市町連絡調整会議を行い、合併した市町の職員の皆さんと合併後の課題等について意見交換を行いました。合併した市町では、合併を契機に、住民のみなさんとともに、自分たちの住むまちを自分たちでよくしようと懸命に取り組んでいます。



これからの市町村合併①

※『平成の合併』（総務省作成）より

平成の合併＝全国的な合併推進の10年

- 平成11～17年 手厚い財政措置（合併特例債の創設、合併算定替の期間延長）
- 平成17～22年 国・都道府県の積極的な関与

市町村合併は
相当程度進捗！

市町村数：**3232**（H11.3.31）⇒**1727**（H22.3.31）

合併特例法 の改正

- 平成22年4月～（10年間） 自主的な市町村合併の円滑化の特例措置

【合併特例法の改正の概要】

① 合併の障害を除去するため継続される特例

- 議会の議員の定数・在任に関する特例
- 地方税の課税免除・不均一課税の特例
- 普通交付税の合併算定替

② 改正により廃止される特例

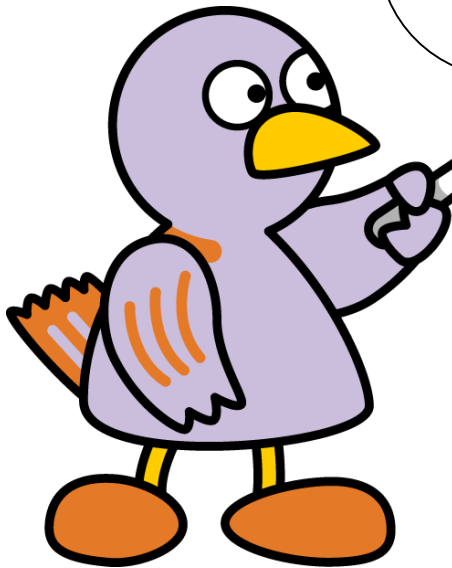
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例（合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例）の廃止

ところで、「平成の大合併」後はどうなるのでしょうか。

「平成の大合併」は、自主的な市町村合併を推進するため、10年間の期限を設けて制定された「合併特例法」に基づき実施されました。

平成22年3月が期限でしたが、期限となっても合併を検討している市町村があったため、法律が改正され期限が延長されました。改正により合併の障害を取り除く特例は継続されましたが、財政措置や国・県の関与は廃止されました。

新しい仕組みのもとで、合併を進めることになりました。



これからの市町村合併②

【市町村の置かれている現状】

- ・ 市町村への権限移譲の進展
- ・ 地域主権改革の取組
- ・ 厳しい財政状況
- ・ 市町村に新たな事務の義務付け
- ・ 人口減少・少子高齢化の進行

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補完 など

市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

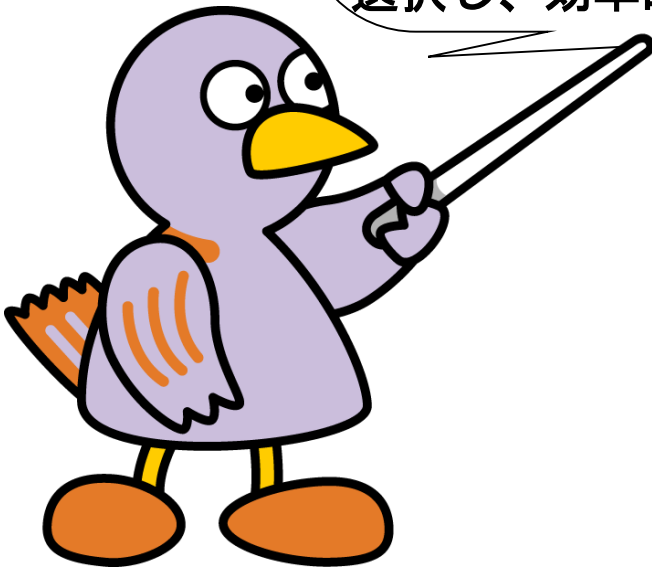
【今後の基礎自治体の姿】

- これまで以上の自立した行政
- 十分な権限と財政負担
- 行財政基盤の強化

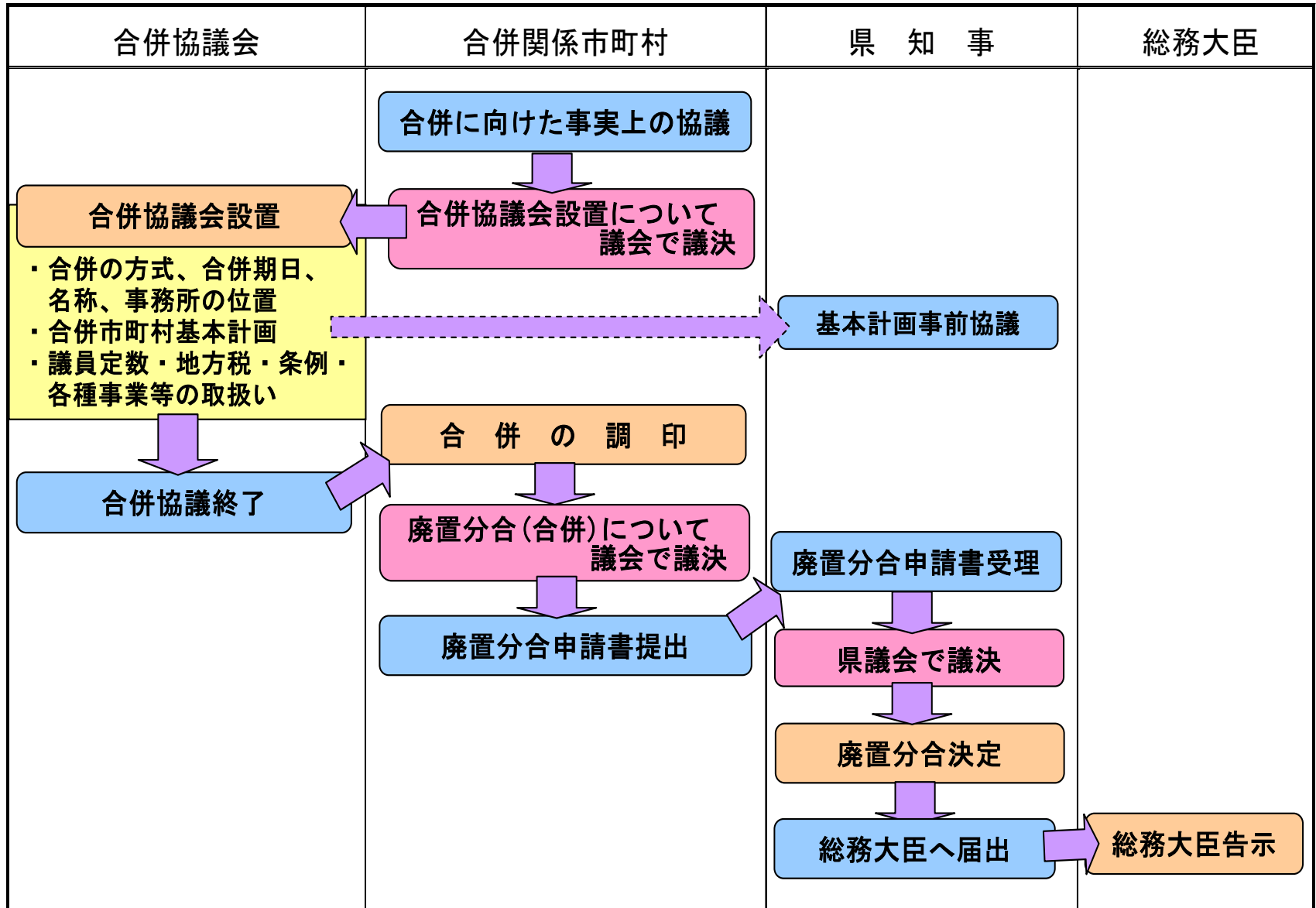
市町村合併は相当程度進捗したとされるものの、人口減少や少子高齢化が進み、多くの市町村の行財政は依然として大変厳しい状況です。

こうした中、市町村が迅速かつ的確に住民のニーズに応えられるようにするためには、国や県の権限に関する事務の移譲をさらに進め、地域のことは自らが決定できる仕組みを作っていくなど、様々な面でパワーアップが必要です。

そこで、市町村合併、事務の共同処理、都道府県による補完などのメニューからそれぞれの市町村に適した仕組みを自ら選択し、効率的な行政体制を目指すことが求められています。



市町村合併の手続の概要

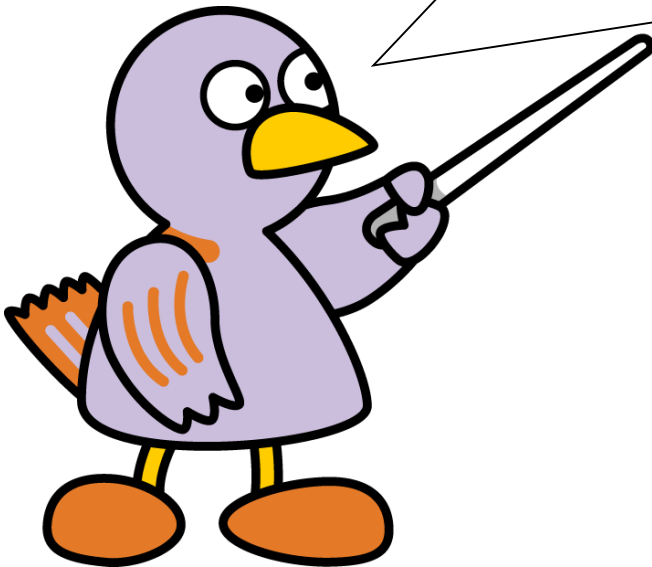


それでは、様々なメニューから「合併」を選択し、効率的な行政体制を目指そうとする市町村には、どのような手続きが必要なのでしょうか。

まず、一定の合意が得られた段階で、それぞれの議会の議決を得て合併協議会を設置します。

協議会では、新市町村の名前や事務所の位置など多くのことを話し合います。協議がまとまったら、各議会で合併を議決して、知事に申請します。

県では、県議会で議決を得た後に、総務大臣に届け出をします。総務大臣の告示をもって、合併の効力が発生します。





県では、自主的な市町村合併がさらに進むよう、引き続き、可能な限り支援していきます。

